

I 共通編（一般論）

1. はじめに

1.1 背景

全国には2,800を超える漁港が存在するが、地域漁業の情勢が変化中、漁港機能の再編・集約化が進められてきている。特に陸揚・流通機能を集約化する拠点漁港以外の漁港については、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として残された施設の有効活用を図ることが重要な課題となっている。

【解説】

全国には2,800を超える漁港が存在（2019年現在）する。漁港施設の多くは、1960年代～1990年代に整備されており、今後、維持管理・更新費の増大が懸念されることから、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の再編・集約化が進められてきている。

このような中、漁港機能の再編・集約化とあわせ、特に拠点漁港以外の漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっている。

平成29年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画においては、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出に重点的に取り組むこととされ、また、平成30年6月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、養殖業発展のための環境整備の取組として、漁港の水域や陸域を養殖場として有効活用することを積極的に進めることとされている（図1.1.1）¹。

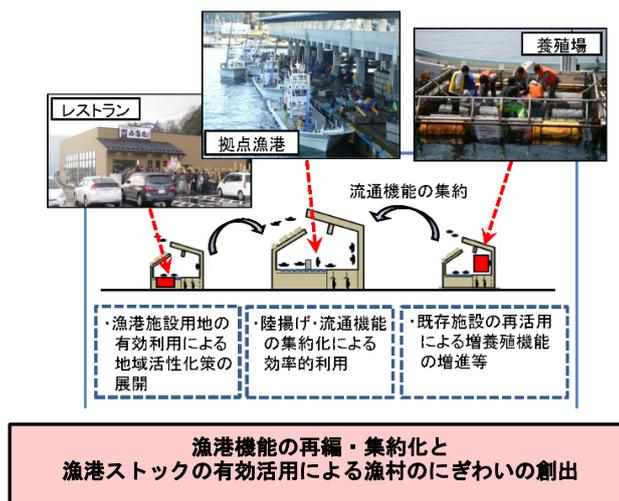


図 1.1.1 漁港機能の再編・集約化と漁港ストックの有効活用による漁村のにぎわいの創出

¹ 澤田龍治：漁港施設の有効活用に係る制度改正について，漁港漁場 Vol.61. No. 2. pp. 1-4. 2019.

＜漁港水域や漁港施設用地における増養殖の利用状況＞

平成 30 年度に全国の 39 の臨海都道府県の漁港管理者（内水面を除く）を対象に漁港水域や漁港施設用地における増養殖の利用状況についてアンケート調査を実施した。全国の沿岸部には 2,784 漁港があり（漁港一覧、平成 30 年 4 月 1 日現在）、このうち漁港水域における増養殖に関する取組については、19%にあたる 542 漁港においてなんらかの増養殖が行われていることが明らかになった。内訳をみると、養殖が最多（347 漁港）、であり、次いで種苗放流（226 漁港）、蓄養（139 港）、中間育成（79 漁港）であった（図 1.1.2）。

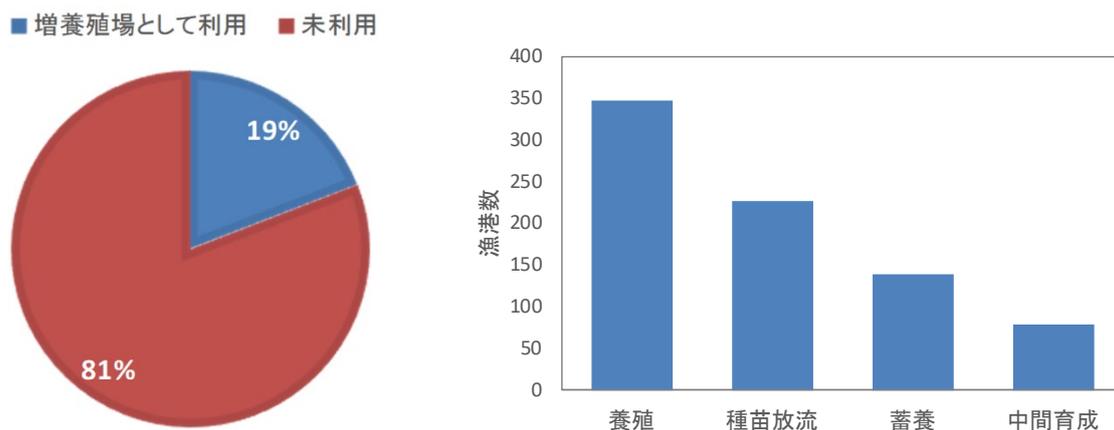


図 1.1.2 漁港水域の増養殖の活用状況（左）および 活用種別の内訳（右）

（平成 30 年度水産庁調べ）

また、漁港施設用地及びその周辺における陸上養殖に関する取組については、5%にあたる 147 漁港において用地が増養殖に利用されていた。増養殖のいずれの用途についても漁港施設用地を利用していないと回答した都道府県は、10 県であった（図 1.1.3）。

漁港施設用地及びその周辺の利用の内訳をみると、蓄養が最多（94 漁港）であり、次いで中間育成、種苗生産（各 85 漁港）、掛け流し式陸上養殖（31 漁港）、閉鎖循環式陸上養殖（5 漁港）であった（図 1.1.3）。

利用数の推移をみると、1975 年頃から、蓄養、中間育成、種苗生産で漁港施設用地が利用されるようになった。一方、掛け流し式および閉鎖循環式の陸上養殖で漁港施設用地が利用され始めたのは、2000 年頃からであり、事例も少ない状況であった（図 1.1.4）。

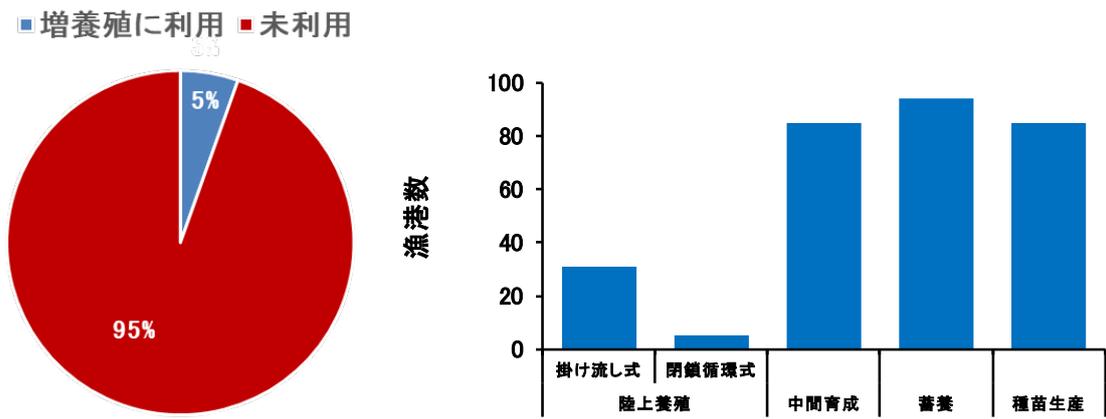


図 1.1.3 漁港施設用地における増養殖の活用状況（左）および 漁港施設用地の活用種別の内訳（右）
（平成 30 年度水産庁調べ）

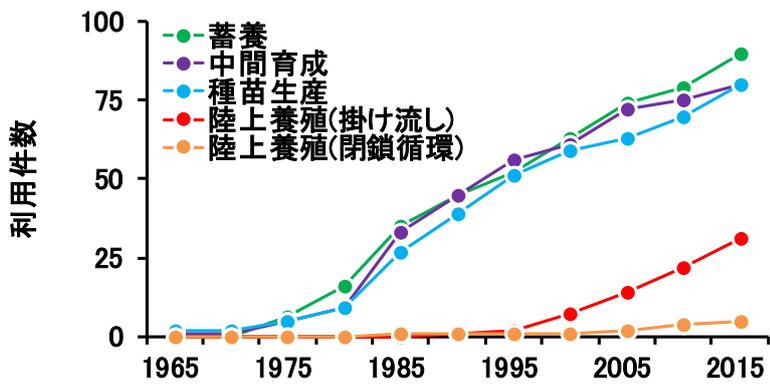


図 1.1.4 漁港施設用地における増養殖の利用数の経年変化
（平成 30 年度水産庁調べ）

<制度改正>

水産庁では、全国 439 の全ての漁港管理者に対し、漁港の有効活用を更に推進するためには具体的にどのような規制緩和が必要かについて、アンケートを実施し、漁港施設用地の利用実態の把握や漁港施設の利用規制の緩和についての要望を伺いつつ、制度見直しの検討を進めてきた。以上をふまえ、漁港施設の有効活用にかかる規制緩和について図 1.1.5 に示す¹。

また、既存ストックの有効活用を図るための事業として、平成 28 年度より開始した「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」を「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名した。事業内容等の概要を表 1.1.1 に示す。

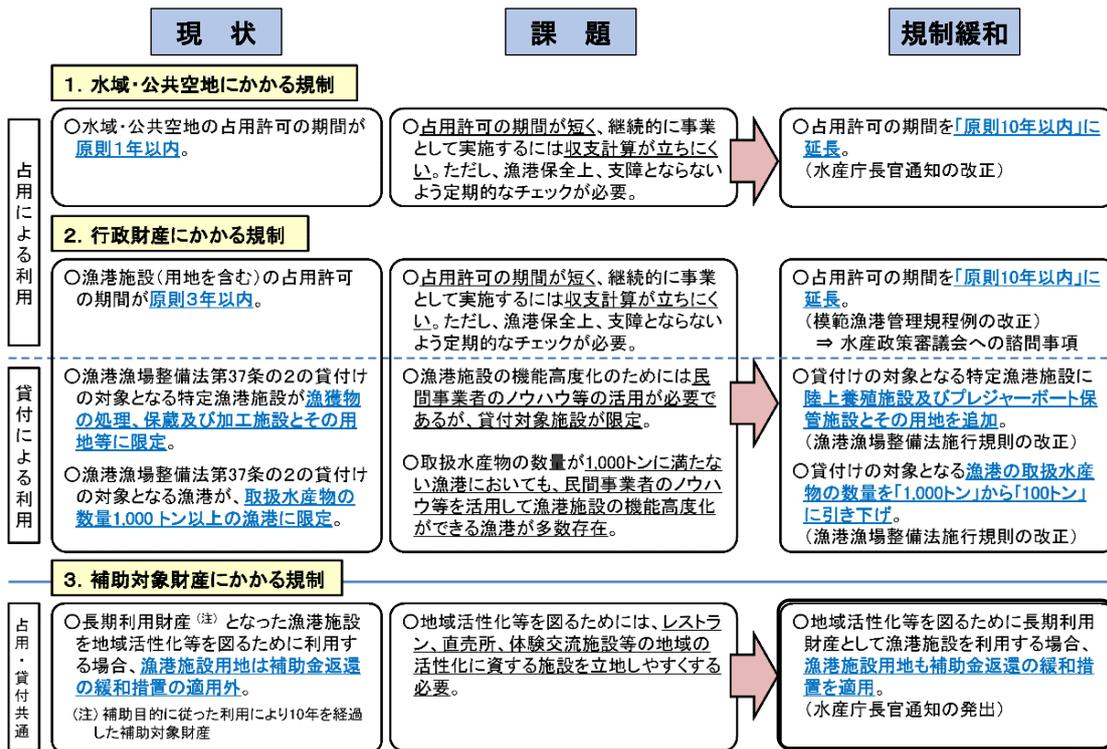


図 1. 1. 5 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和

表 1. 1. 1 ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業の概要 (令和2年度)

項 目	内 容
趣 旨	<p>人口減少社会の到来や港勢の動向が変化中、施設の維持管理・更新費の増大が懸念されている。</p> <p>また、陸揚・集出荷機能等の漁港機能の集約化を図る一方、漁港の静穏水域等のさらなる活用など、既存ストックの有効活用の加速化が求められている。</p> <p>このため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の静穏水域の増養殖場や蓄養水面としての活用及び用地の活用等を図るための支援策を強化する。</p> <p>※さらなる既存ストックの有効活用を図るため、事業名を従来の「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」から「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名</p>
事業内容	<p>漁港水域や用地の活用など漁港施設の有効活用を一層推進するため、水産物供給基盤機能保全事業(ストマネ事業)においてこれまでの漁港施設の補修、改良、除却に加え、</p> <p>① 水域における増養殖礁等の設置や蓄養水面の整備 ② 用地舗装など漁港施設用地の整備 等の支援</p> <p>また、あわせて施設の有効活用をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。</p> <p>※②の用地舗装などの漁港施設用地は、①の水域の有効活用(増養殖場等)に関連するものに限る。</p>
採択要件	既存事業の採択要件。なお、水産物供給基盤機能保全事業(ストマネ事業)の第1種又は第2種漁港の港勢要件については、1漁港あたりを1地域あたりに見直し。
事業実施主体	国、地方公共団体等
補助率	1/2等(既存事業の補助率)(ストマネ事業における漁場整備について1/2等)
対象事業	特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農産漁村地域整備交付金

1.2 目的

本手引きは、漁港施設に求められる本来機能に加えて、漁港水域や漁港施設用地の有効活用による増養殖の推進を適切に実施する場合の考え方や指針、実施にあたっての検討手順及び参考事例をとりまとめたものである。

【解説】

漁港とは、漁港漁場整備法第2条に「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」として規定されるように、漁業の根拠地及び地域社会の核として水域と陸域にまたがる施設の総合体であり、国民への水産物の安定供給のための漁業活動を支える漁業地域の基幹的な社会資本である。

漁港は、漁船の安全な出入港、停泊や係留ができる十分な水面と施設を有することで、漁獲物の漁船からの陸揚げ、物資の補給、休憩といった本来的機能に加えて、浅海域に立地することから、漁港水域は水産生物の生息場でもあり、漁場としての活用や、静穏域であることを活用した増養殖が行われている。

平成29年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画においては、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出に重点的に取り組むこととされ、事業量の目標としては、概ね50地区において漁港ストックの有効活用を行うこととしている。また、平成30年6月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、養殖業発展のための環境整備の取組として漁港の水域や陸域を養殖場として有効活用することを積極的に進めることとされている。

本手引きにおいては、こうした背景をふまえ、漁港水域や漁港施設用地において増養殖を適切に推進するための考え方や、現段階における技術水準、実施にあたっての検討手順や参考事例についてとりまとめたものである。

1.3 適用範囲

本手引きは、漁港管理者や漁業者を対象に、既存の漁港の有効活用を図るため、比較的小規模な水域面積を有する漁港水域や漁港施設用地での増養殖に対して適用する。

【解説】

漁港水域とは：

本手引きにおいて漁港区域内の水域部分を示す。具体的には、以下に示す通り、防波堤に囲まれた泊地（港内、港口）に加えて、防波堤等の外郭施設の周辺水域（港外）も含む。



図 1.3.1 漁港水域及び漁港施設用地のイメージ

漁港施設用地とは：

漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設には、基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設）と機能施設（輸送施設、漁船漁具保全施設、補給施設、漁獲物の処理、保存及び加工施設、漁港浄化施設等）がある。

漁港施設用地とは、これら漁港施設（人工地盤を含む）の敷地であり、上記の各種漁港施設の敷地を示すものであり、主なものとして①荷さばき用地、②製氷、冷凍及び冷蔵施設用地、③給油施設用地、④野積用用地、⑤漁具保管修理施設用地、⑥漁港浄化施設用地等がある。

漁港水域及び漁港施設用地の活用の可能性：

漁港の機能として、安全に漁船を係留することが求められるため、漁港前面には防波堤が整備され、その背後には静穏な水域が形成されている。また、漁港内の水域には、漁船を係留する泊地や漁船が航行する航路以外でも活用可能な静穏水域が存在している。本手引きでは、これらを増養殖の適用範囲とする。

今後、漁船隻数の減少や、漁港機能の再編・集約化によって、拠点漁港に漁船が移動した結果、集約後の漁港においては、活用可能な水域や漁港施設用地が増加し、これらを有効活用した増養殖の取組が想定される。また、集約後の漁港水域においては、図 1.3.2

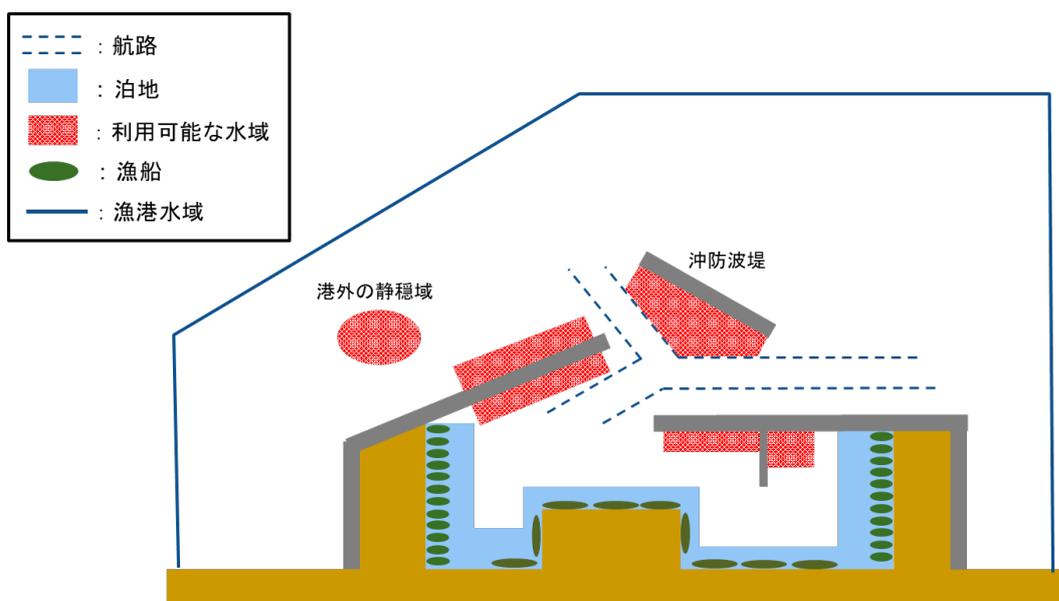


図 1.3.2 (1) 活用可能な漁港水域のイメージ図 (従来)

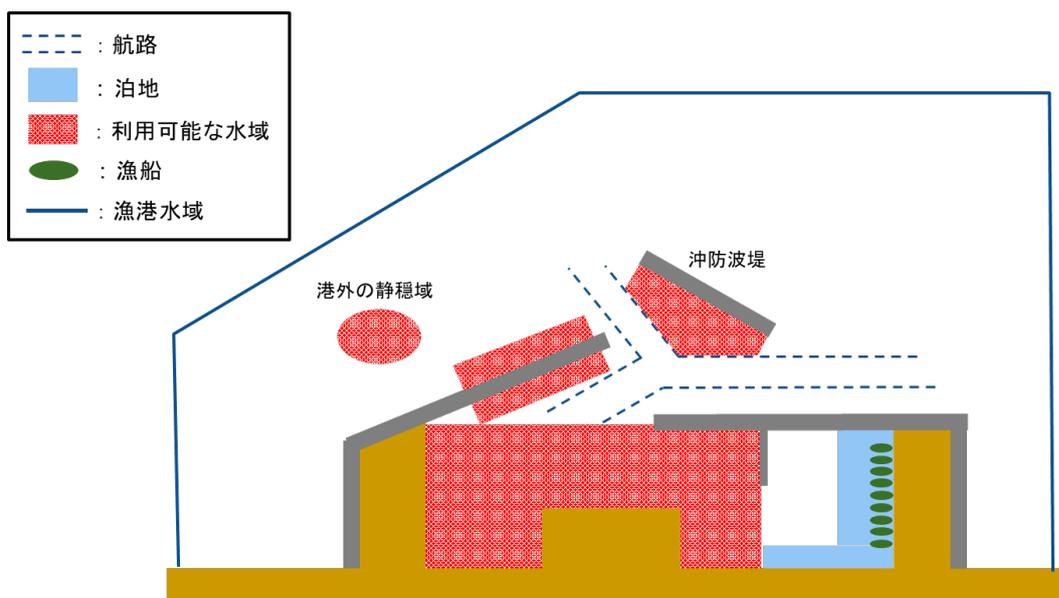


図 1.3.2 (2) 活用可能な漁港水域のイメージ図 (集約後)

(2) に示す平面的な活用に加えて、泊地を含む港内水域の海底のみを増養殖場として活用する垂直的な活用や、中間育成の場合には、時期を限定した一時的な活用も考えられる。

【参考】

漁港の種別について：

漁港の種別はその利用範囲等に応じて、第1種から第4種まで区分されているが、本手引きでは、漁港の種別にかかわらず、水域や用地の活用可能な場所において、増養殖を行うことを想定するものである。

○漁港の種別と数

総数	：	2,806港 (平成31年4月1日現在)
第1種 (その利用範囲が地元の漁業を主とするもの)	：	2,069
第2種 (その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの)	：	524
第3種 (その利用範囲が全国的なもの 特定第3種漁港を含む)	：	114
第4種 (離島その他辺地にあつて漁場の開発 又は漁船の避難上特に必要なもの)	：	99

参考：港湾の総数は932港(国際戦略港湾5, 国際拠点港湾18, 重要港湾102, 地方港湾807)
※平成31年4月1日現在

特定第3種漁港
水産業の振興上特に重要な
漁港で政令で定めるもの
(全国で13漁港)



図 1.3.3 日本国内の漁港の種別と数

漁港管理者について：

漁港管理者は、第1種漁港は、原則市町村、第2種から第4種漁港までは、都道府県であり、漁港管理規程（条例）を定め、適正に漁港を維持管理することとされている。

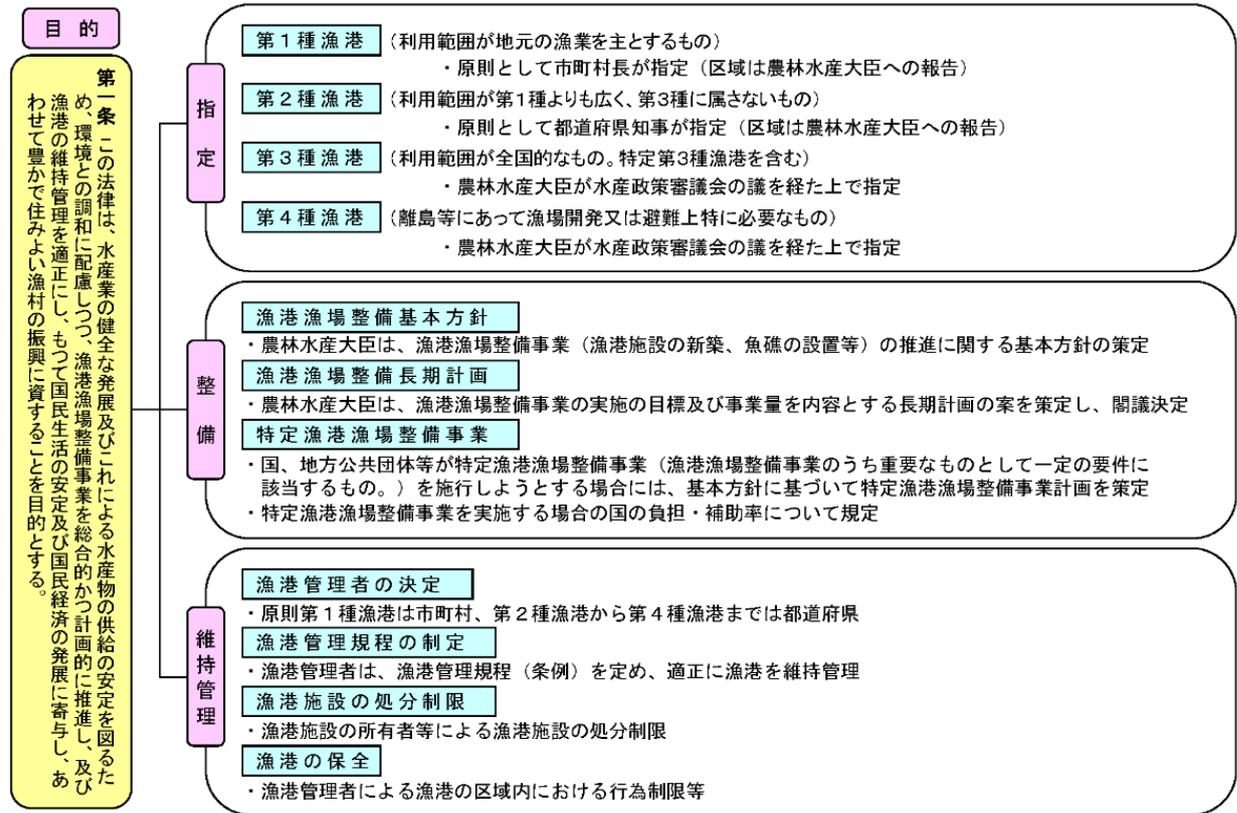


図 1.3.4 漁港漁場整備法の体系